

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 71

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

⑩

昨年12月中旬、肌を刺すような寒さの札幌の夜。暖房のよく効いたマンションの1室に中谷衣里(32)とパートナーが迎え入れてくれた。

玄関のシューズラックには仲の良さを表すようにおそろいのスニーカーがずらりと並ぶ。2LDKの部屋に設置された飾り棚やベットの猫が遊ぶためのキャットタワー、小上がりは日曜大工が得意なパートナーが手作りした。

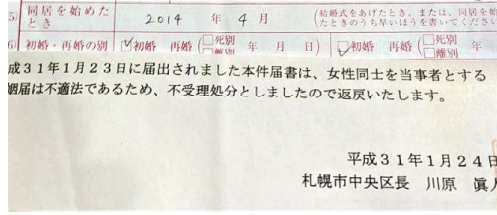
パートナーは女性、千恵(37)は仮名。一緒に暮らして14年になる。この日は仕事が休みだった千恵が買い物し、夕食用に豚の角煮とレンコンのきんぴらなどを作り、衣里が仕事から帰るのを待つて一緒に食べた。

2人の休みが合う日には共通の趣味の温泉旅行や食べ歩きをしに車で出かける。ふだんあまり話す時間がない分、1週間の出来事を語り合い、一緒に笑ったり、驚いたりする。精神的にも経済的にも支え合っており、「男女の夫婦と何も変わらない生活」と2人は口をそろえる。

衣里が同性愛を自覚したのは中学2年の時。それまで友達に盛り上がる男子との恋愛話に興味があったが、テレビで見た宝塚歌劇団の俳優にファン以上の恋愛感情を抱いた。

「人にはいろいろなアイデンティティ(自己同一性)があり、自分はレズビアンというアイデンティティを大切にしたい。隠すことは友達にも自分にも不誠実と思ひ、高校入学

夕食後、愛猫を囲んでくつろぐ中谷衣里(右)と千恵(仮名)＝昨年12月中旬、札幌市内



提訴を前提に2人が区役所に提出した婚姻届の下部。「女性同士を当事者とする婚姻届は不合法」との紙が貼られ返送されてきた

同性婚訴訟(上)

女性同士 戻ってきた婚姻届

後に友達にカミングアウト表明した。するとアウティング(本人の了解のない暴露)され、学年中にゴシップネタのように広まった。女性からのラブレターが見つかり、両親に説明した時は2人も泣いて拒絶し、きょうだいの発達に影響するからと口止めされた。女性と交際しないよう登下校時に両親のどちらかが車で送り迎えし自宅に「軟禁」。母は「思春期の気の迷い。じきに治るよ」と病気のよう言い、娘を唆している人物がいるとみて、取り上げた携帯電話に着信履歴がある相手に深夜、電話をかけた。

「自分が自分でいられない。もう消えてしまいたい」。そんな思いに駆られている時に相談に乗ってくれたのが道内の会社員、千恵だった。パソコンでインターネットの専用掲示板を見て知り合った。衣里は優しくて家庭的な千恵にひかれた。衣里が親元を離れて札幌市の大学に進むと、千恵も札幌に移り、一緒に暮らすようになった。

2018年、2人は性的マイノリティー(少数者)のカップルを公的に認める札幌市のパートナーシップ宣誓制度の手続きをした。この時に衣里は千恵に指輪を贈り、2人は婚約した。しかし、制度に法的な効力はなく、男女の夫婦なら得られる権利や利益がない。2人は早速、その壁にぶつかる。

衣里が東京に転勤になった時、社宅での千恵との同居を希望したが、認められなかった。会社の規定で同居できるのは配偶者か結婚を前提にしたパートナーに限られるからだ。札幌でマンションを購入する時も当時、同性カップルでペアローンを組める金融機関は見当たらなかった。このためお互いの貯金を出し合っで一括購入するしかなく、家計はかなり厳しくなった。

将来に対する不安もある。どちらかが意識不明で救急搬送された時、法的な親族でなければ面会、病状説明を求めたり、手術の同意をしたりできない可能性がある。所得税・住民税の配偶者控除はなく、どちらかが亡くなった場合、法定相続人にもならない。

性的少数者を支援するNPO法人の活動をしていた衣里にある日、会員の女性弁護士から打診があった。「裁判の原告になりませんか」

国は、民法や戸籍法の「夫婦」はあくまで男性と女性だとして、同性間の婚姻を認めていない。これは法の下に平等を定めた憲法に反するとの判決を引き出し、法律を変えて同性同士でも結婚できるようにする。そんな狙いだった。2人はぜひやらせてください」と同意した。

形の上では損害賠償の請求訴訟とするため、婚姻届が不受理になった事実が必要だった。2019年1月、2人は弁護士の付き添いで札幌市中央区役所に婚姻届を出しに行った。すると、先に来た男女のカップルが窓口で婚姻届を提出したところだった。付き添った親族らから「おめでとー」「良かったね」と声をかけられていた。

誰にも祝福されない婚姻届を出す2人。その対比が悲しかった。数日後、婚姻届は「不受理処分」との紙が貼られ、返送されてきた。(敬称略)



憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 73

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的關係において、差別されない

⑫

傍聴席は満席だった。2021年3月17日。同性婚を認めない民法、戸籍法の規定は憲法違反と訴えた訴訟の初判決が言い渡される札幌地裁の法廷。民事のベテランの裁判長武部知子(54)は、淡々と判決を読み始めた。「主文 原告の請求をいづれも棄却する」訴訟は、形の上では国に対する損害賠償請求。棄却されるのは原告弁護士もある程度織り込み済み。重要なのは、判決の中でどのような憲法判断を示すか。それが法改正を進めるきっかけになるからだ。主文に続く判決要旨朗読に原告、弁護士、傍聴人が耳をそばだてた。

武部はまず、憲法24条(婚姻の自由)違反かどうかについて、「条文が『両性』(の合意)など男女を想起させる文言を用いており、同性婚について定めたもので同性婚について定めるものではない」と違憲性を否定。憲法13条(個人の尊重)についても「同性間の婚姻など特定の制度を求める権利が保障されていると解するのは困難と、違反を認めなかった。「やっぱり駄目なのか」。原告代理人の弁護士で、自らも同性愛者であることを法廷で表明した加藤丈晴(50)は心の中でつぶやいた。

しかし、憲法14条(法の下に平等)についての朗読に入ると、トーンが変わった。「異性愛者(同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異ではなく、いかなる指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はない)。武部は平等の原則を指摘した後、込み上げる感情



同性婚を認めないのは違憲—と初めての判断を示した裁判長の武部知子。「2年以内に判決する」の言葉どおり自ら判決を言い渡し、異動した=2021年3月17日、札幌地裁(代表撮影)

自説を変更し「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」との意見書を提出した立教大名誉教授の渋谷秀樹。師の芦部信喜の生誕100周年記念事業に合わせ、芦部の生家を訪れた。昨年12月初め、駒ヶ根市

同性婚訴訟(下)

裁判長 震える声で「憲法に違反する」

を抑えるかのように震える声でこう述べた。「民法、戸籍法の規定が、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部でも享受する法的手段を提供しないとしていることは…合理的根拠を欠く差別取り扱いに当たる。したがって憲法14条に違反すると認める」

原告の1人、中谷衣里(32)は、判決独特の言い回しに意味がよく分からなかった。目の前で女性弁護士が声を上げて泣き出したのを見て分かった。「違憲なんだ」。思わず涙が込み上げてきた。加藤も不安が安堵に変わり涙を浮かべた。傍聴席からはおえつが漏れた。歴史的な判決から2週間。法改正への動きは見られず、原告側は上級審での違憲判決を求め札幌高裁に控訴した。

高校生の時に両親に同性愛者であることをカミングアウト(表明)したものの受け入れられなかった中谷。一審が始まってから裁判の意味やなぜ原告になったかなどをクラウドにまどめ、パソコンに映して両親に説明した。2人とも泣いていたが、娘の真摯な姿に「同性と共に生きていく意志がここまで固いとは思わなかった」と、初めて認めてくれた。母親は中谷と同居するパートナーの千恵(37)に宛てた手紙にこう書いた。「これからは衣里のことをよろしくお願いします」

控訴審の途中で中谷はさらに両親を説得した。「悪いことをして裁判になつていっているわけではない。名前を隠す意味はない」。これまでの「原告番号6番」「控訴人番号6番」ではなく実名で法廷に臨むことに両親は同意した。昨年10月末、中谷は千恵と並んで高裁最後の意見陳述をし、涙ぐみながら訴えた。「同性カップルが結婚を選択できる権利に守られながら、この後の数十年の人生を2人で希望を持って生きたい」。傍聴席には母の姿があった。

一審の違憲判決後、同性婚についての自説を変更した憲法学者がいる。立教大名誉教授の渋谷秀樹(68)。戦後日本を代表する憲法学者、故芦部信喜(駒ヶ根市出身)の東大最後の門下生である。

渋谷は、大学の教科書としても使われる自著「憲法」第3版(2017年発行)で「同性間の婚姻が異性間の婚姻と同程度に保障されると解することは、憲法の文言上困難である」と記述していた。

同性愛が精神疾患や性格異常とする従来の精神医学、心理学上の知見が否定されたことを「不覚にも知らずに記した」と率直に反省する。原告弁護士から求められた意見書には「(同性婚を認めないという)性的指向に基づく差別は、憲法14条1項が禁じる『性別』に基づく差別に当たる」と明言。こう締めくくった。「憲法は、同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」

意見書は札幌高裁のほか一審係争中だった各地裁に提出された。これまでに札幌のほか名古屋が違憲、東京と福岡が違憲状態、大阪が合憲の判決を出している。初の控訴審判決となる札幌高裁判決は3月14日に言い渡される。

〈敬称略〉
〈第7部おわり〉

憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 72

編集委員 渡辺秀樹

第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

⑪

2019年2月14日のパレンタインデー。8都道府県の同性カップル13組が札幌、東京、名古屋、大阪の4地裁に一齐に提訴した。同性間の結婚を認めないのは、憲法が保障する婚姻の自由を侵害し、法の下に平等にも反すると国に損害賠償を求める初の訴訟。連携する各地の原告代理人弁護士は、これを「結婚の自由をすべての人に」訴訟と名付け、同性婚の実現を目指す同名の公益社団法人を設立した。

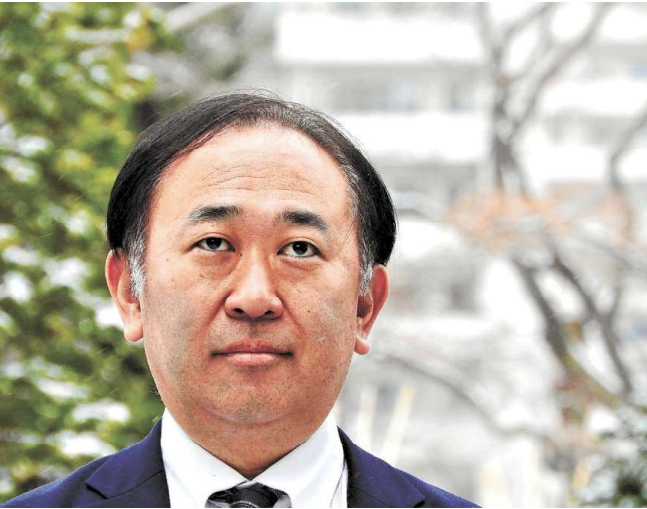
その2カ月後、札幌訴訟の第1回口頭弁論。3組の原告の1人、中谷衣里(32)は意見陳述のため緊張した表情で札幌地裁の法廷に立っていた。この時はまだ実名を明らかにしておらず、呼び名は「原告番号6番」だった。当時、同性の千恵(37)「仮名」と交際して12年。同居の暮らしが、法的な結婚ができないことによる不利益や将来の不安を述べた後、こう訴えた。

「私たちの願いは、日本に数多くいるセクシュアルマイノリティー(性的少数者)の幸せの選択肢を増やすことにつながります。司法の判断が、多くの人々の将来を決定付けることをどうか忘れてください」。衣里の心の内は複雑だった。「何で私はここに立っているのだろう。異性愛者なら結婚して将来を築いていくことに時間をかけられるのに、同性愛者というだけで裁判に努力を費やさなければならないなんて」。裁判長の武部知子(54)は顔を上げて衣里の



プラカードを抱え、第1回口頭弁論が開かれる札幌地裁に向かう原告の同性カップル＝2019年4月、札幌市中央区

法廷で自らも同性愛者であることを打ち明けた弁護士に加藤文晴。「身近な人の問題であることを分かってもらいたかった」＝昨年12月中旬、札幌市中央区



「私も同性愛者」弁護士が法廷で表明

同性婚訴訟(中)

目を見ていた。時折、うなずく小さきをしたのが衣里の印象に残った。武部は、期日外に当事者双方を交えて日程などを話し合う「進行協議」の初期に「この事件は2年以内に判決します」と宣言。異動前に自らが判決を言い渡す姿勢を見せた。こうした積極的な訴訟指揮によって4地裁の中で最も早く審理が進み、翌20年10月には最終の弁論期日を迎えた。ここで「告白」があった。

原告弁護士(8人)を代表して意見陳述に立った加藤文晴(50)。国側が「異性愛者であっても同性愛者であっても異性との婚姻はできる。で差別ではない」と主張していることに反論。「詭弁でしかない。愛するパートナーとのかけがえのない関係が公認されず、社会に受け入れられないことで日々、尊厳が傷つけられている」と非難した。その後、「少し個人的な話をします」と前置きして、自分が同性愛者であると初めて法廷で打ち明けたのだ。

加藤が同性愛を自覚したのは高校時代だった。悩み始めている時に衝撃を受けたのが「府中青年の家事件」だった。高校教員の父親が購読していた教育雑誌に載っていた。1990年、東京都教育委員会が管理する社会教育施設「青年の家」で学習合宿した同性愛者の団体が、他の青少年の健全な育成に有害などの理由で次の宿泊利用を拒否された事件である。加藤は「自分の存在を否定されたような激しい心の痛みを感じた」という。この事件は裁判になり、97年、都側の対応は違法として損害賠償を認める判決が東京高裁で確定した。「行政当局は、少数者である同性愛者をも視野に入れたきめの細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている」。この判決文を司法試験の勉強中に判例集で知った加藤は「勇気づけられ、同性愛者として生きていく自信を与えられた」と振り返る。

弁護士になった加藤は2016・17年、米国で性的少数者の人権について学ぶため、日弁連の制度を利用してニューヨーク大に留学した。15年に連邦最高裁が同性カップルの結婚する権利を認めた米国。ニューヨークのセントラルパークには、ウエディングドレス姿同士、タキシード姿同士で結婚写真を撮るカップルが日常的に見られた。

「同性愛者がクローゼットの中から出て行かないと、いけないことにされてしまう」。帰国後、所属する法律事務所内でカミングアウト(表明)した。

代理人ながら自分のことを法廷でも表明したのは、口には出さなかったが裁判官にこんな思いを伝えたかったからだ。「あなたが裁こうとしているのは、遠い所にいる一部の私たちの問題ではなく、ここにいたり、あなたの身近にいるかもしれない人の人権の問題。あなたの判断によってこの人たちの人生を左右することになる」

加藤は最終意見陳述を張りのある声で締めくくった。

「この裁判は、誰もが自分らしく生きることが国から保障されるという意味で、全ての人の尊厳に関わる問題です」(敬称略)

〈日曜日掲載します〉